

別紙 1 用語の定義

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本施設の管理に要する経費のことをいう。
- (2) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度開始日に締結する協定のことをいう。
- (3) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (4) 「暴力団員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者をいう。
- (5) 「暴力団密接関係者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む。）
 - ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
 - エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む。）
 - オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む。）
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
- (7) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (8) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に対して支払われる施設利用料のことをいう。

別紙6

リスク（不可抗力によるものを除く。）分担一覧表

リスク区分			リスクの内容		負担者		補足説明	
					甲	乙		
共通事項	制度関連 リスク	法制度 リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の新設又は改築	○			
				管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行う。	
				上記以外		○		
		許認可取得 リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○			
				上記以外		○		
		税制度 リスク	税制度の新設・変更に伴うもの	管理経費に直接的に影響を及ぼすもの（消費税等）	○	△	基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行う。	
	上記以外（法人税、固定資産税等）				○			
	社会 リスク	住民対応 リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○			
				上記以外	△	○	基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。	
		環境問題 リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置の瑕疵に伴うもの	○			
				上記以外	△	○	基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。	
		上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク		甲の責めによるもの（甲の債務不履行等）		○		
				上記以外			○	
	需要 リスク	利用者の減少等による収入減	施設改修等の休館、閉館による利用者の減少	○				
			上記以外		○			

リスク区分		リスクの内容		負担者		補足説明
				甲	乙	
維持 管理 業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	甲の規定整備等の遅延に伴うもの	○		
			乙の規定整備等の遅延に伴うもの		○	
			運転資金確保，準備等の遅延に伴うもの		○	
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの		○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	業務仕様内容の変更に伴うもの	○		
			上記以外（物価・金利、需要の変動等）		○	
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの（甲の責めによるものを除く。）		△	○	基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。
	物品更新リスク	物品の更新	甲の設置した備品	○		
			上記以外		○	
	修繕費リスク	大規模修繕		○		基本的には甲の負担とするが、乙による修繕も認める。大規模修繕は費用が1件あたり100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に甲が決定する。
小規模修繕			○			
その他 業務	来館者リスク	来館者，利用者とのトラブル等			○	
	事故リスク（第三者賠償）	来館者の事故等	甲の施設等の設置瑕疵に係るもの	△	○	基本的には乙の加入する施設賠償責任保険により対応するものとする。
			上記以外		○	乙は、自己の責任に
	盗難紛失リスク	現金，物品の盗難，紛失等			○	において、各種保険の
	営業リスク	営業に伴うトラブル，事故等			○	加入等の対策をと
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル，事故等			○	るものとする。